

資料 4

全 議 第 151 号
令和元年 9 月 17 日

全国各都道府県議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長
(公印省略)

厚生年金への地方議会議員の加入に向けた活動方針について

9月10日開催の役員会において標記活動方針を決定しましたので、お知らせいたします。

本件は、厚生年金への地方議会議員の加入に向け、議員立法による関連法案の提出並びに早期成立を図るため、本会の活動方針を改めて確認したものであります。

各議会におかれましては、本活動方針の趣旨をご理解いただき、引き続き、関係国会議員への要請、意見書の提出など積極的にご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

厚生年金への地方議会議員の加入に向けた活動方針

令和元年9月10日
全国都道府県議会議長会

厚生年金への地方議会議員の加入に向け、議員立法による関連法案の提出並びに早期成立を図るため、以下の方針に基づき要請活動等を重点的に実施する。

○「厚生年金への地方議会議員の加入に関する決議」（令和元年7月31日第163回定例総会決定）を踏まえ、正副会長を中心として、自由民主党をはじめ各党関係要路に対し要請活動を引き続き強力に行う。

○各都道府県議会においては、同決議の内容を踏まえ、市町村議会との連携を図りつつ、与野党を問わずあらゆる機会を通じて地元選出国會議員に要請を行う。特に反対及び慎重意見の議員に対しては、継続的に要請を行い、理解を求める。

○厚生年金への地方議会議員の加入に関する意見書の未採択の議会においては、改めて検討の上、速やかに意見書を提出するよう努める。

また、各都道府県議会は、同意見書未採択の地元市町村議会に対し、意見書提出の働きかけを行う。

○要請に対する国会議員の対応については、全国都道府県議会議長会事務局（担当：都道府県議会議員共済会業務部）に逐次連絡する。

○各都道府県議会からの連絡内容を整理し、必要に応じ役員は対応を協議する。

■ 厚生年金への地方議会議員の加入について ■

- 地方議会議員のみを対象とした旧地方議会議員年金制度の『復活』を求めるものではない。一般の会社員、首長、地方自治体職員と同様に既存の厚生年金へ地方議会議員が加入できるようにするものである。
- 旧地方議会議員年金は、市町村合併の急速な進展等により議員数が激減したため、同年金の財政が立ち行かなくなったことが原因で平成23年6月1日に制度廃止となったものである。議員特権との批判を受け廃止となったものではない。以後、専門議員にとっては国民年金(基礎年金)のみとなった。
- 制度廃止法案の委員会採決に際し、衆、参両議院の総務委員会において、全会一致により、「地方議会議員年金制度廃止後、概ね一年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が可決された。

法案審議における附帯決議

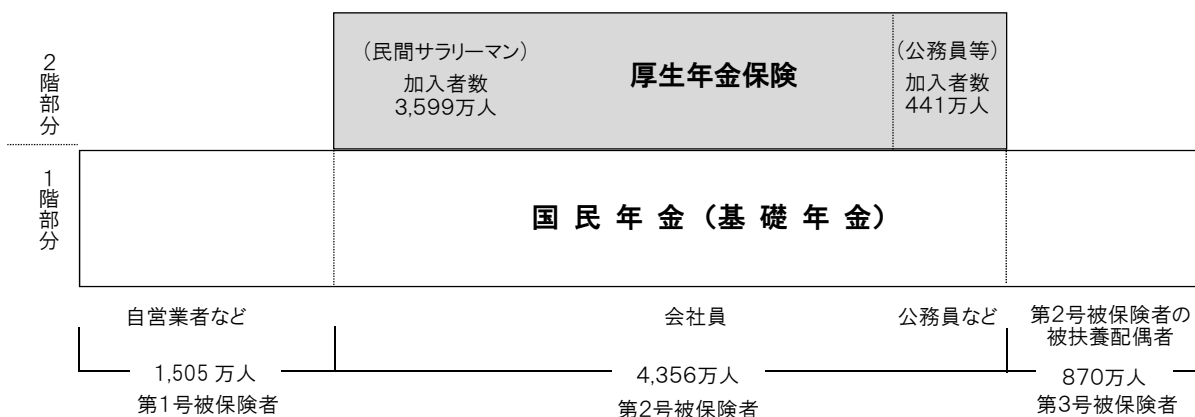
「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(抄)

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。(一・三 略)

二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

<平成23.4.28 衆議院・総務委員会 平成23.5.19 参議院・総務委員会>

- 厚生労働省発表の平成29年度末時点での公的年金加入者数約6,700万人のうち、国民年金のみの加入者は約1,505万人(約22%)であり、公的年金加入者の約78%は厚生年金加入者とその被扶養配偶者である。



○ 平成28年10月から一定の短時間労働者についても厚生年金が適用され、適用拡大が我が国における趨勢となっている。地方議会議員を含め厚生年金の加入者が増加することは、年金制度全体の安定に資することとなると考えている。

なお、本年8月末に公表された「国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通し(財政検証結果)」でも被用者保険の更なる適用拡大が将来にわたって年金の給付水準を確保する上で効果が大きいとされた。

○ 厚生年金に地方議会議員が加入できるようになれば、民間企業等に勤務している者が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族の心配を軽減し議員に立候補するための環境の改善につながり、地方議会における多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えている。

○ 一方、厚生年金に地方議会議員が加入した場合、都道府県、市区町村全体で約200億円の新たな公費負担が生じるとの指摘がある。

しかし、これは会社、法人等と全く同様の制度による事業主負担であり、また、首長、自治体職員と同様に地方公務員共済組合を経由して厚生年金に加入することから、各自治体の負担については、地方財政措置がなされるものと考えている。

もちろん、議員個人も労使折半ということで公費と同額の掛金を負担することとなり、事業主負担と相まって年金財政の安定に資することとなる。

○ 令和元年5月1日現在、全都道府県、市区町村1,788団体の内、1,054団体(約60%)の議会において、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書が可決されている。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

(R1.5.1現在)

○都道府県議会	33道府県	} 1,054団体
○市区議会	344市区	
○町村議会	677町村	